

# 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会第3次中期経営計画【概要版】

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 趣旨と計画の位置づけ

#### (1) 計画策定の趣旨

1990年代半ばから高齢者人口が15歳未満人口を上回り、年々少子高齢化は進行し、地域で抱える課題は複雑化・多様化するなど社会情勢は大きく変化してきました。「第2次発展・強化計画」の計画期間においては、自然災害が多発し、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、人びとの暮らしや経済活動が大きな影響を受けました。

このような状況の中、今後の社会情勢や制度施策の動向等を見据え、新たな課題等に対応すべく、「第3次中期経営計画」(※1)を策定するものです。

※1 全国社会福祉協議会が令和5年3月に「発展・強化計画」から「中期経営計画」へ名称を変更したため、本会においても計画の名称を変更するものです。

#### (2) 計画の位置づけ

この計画は、豊川市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が地域福祉を推進するうえで、使命や経営理念、基本方針等を明確にし、その実現に向けた組織体制、事業展開、財務等に関する具体的な取り組みを明示した行動計画です。

また、市との協働計画である「第4次豊川市地域福祉計画(第5次豊川市地域福祉活動計画)」を推進するための組織運営基盤の強化に向けた計画でもあります。

### 2 計画の期間

令和6年度を初年度とし、令和10年度までの5年間で計画期間とします。

## 第2章 使命・経営理念・基本方針等

### 1 使命

地域住民及び福祉団体・関係者とともに、地域生活課題の解決に取り組み、地域福祉計画の基本理念である「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ ～みんなでつくる地域共生社会～」の実現に向けて地域福祉を推進します。

### 2 経営理念

- (1) 地域住民を主体とした地域共生社会の実現
- (2) 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- (3) 地域住民及び福祉団体・関係者との協働による包括的な支援体制の構築
- (4) 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- (5) 持続可能で責任ある自律した組織経営

### 3 基本方針

- (1) 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- (2) 事業の展開にあたって、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を推進します。
- (3) 計画的に事業を展開するとともに、事業評価を適切に行い、効果的で効率的な経営を行います。
- (4) すべての役職員は、高い倫理意識を保持し、法令を遵守します。

#### 4 豊川市社会福祉協議会 10か条（本会が目指すべき職員像）

・ **私たちは、市民から信頼される社協をめざします。**

本会事業や法・制度に関する知識習得はもちろんのこと、常に豊川市における社会資源に関する情報の収集と共有化に努め、職員が連携し、一丸となって地域住民のニーズに的確に応えます。

・ **私たちは、1本の電話、1人の来客を大切にします。**

電話や来客の対応は、いかなる業務にも優先し、常に明るく活き活きと、親切・丁寧に地域住民とのコミュニケーションを図ります。

・ **私たちは、常に相手の目線で仕事をします。**

高齢者や障害者を始めとする全ての要援護者の生活背景を親身になって理解することに努め、常に相手の立場に立って業務を遂行します。

・ **私たちは、笑顔で対応します。**

困難な状況にあっても、常に笑顔を絶やさず業務に前向きに向き合い、決してあきらめない姿勢を貫くことにより、地域住民を始め同僚・部下・上司に安心感を与えます。

・ **私たちは、聴き上手になります。**

常に相手の発言をささげらず、意見を尊重し、否定せず受け止めることにより不快感を与えず、慎重に聴き取り判断することにより適切な対応に結び付けます。

・ **私たちは、ニーズをチャンスに変えます。**

一つのニーズには、常に複数の課題が潜んでいることを意識し、些細なニーズや課題をきっかけに重大な課題や複数の課題の発見・解決に結び付けます。

・ **私たちは、連携を大切にします。**

職員間の連携はもちろんのこと、地域住民や関係機関との協働や要援護者との関わりなど、あらゆる場面で人とのつながりを築くことに努めます。

・ **私たちは、専門性を生かします。**

専門職として常に社会情勢や環境の変化に気を配り、豊川市において将来発生する福祉ニーズや課題の把握に努め、それを解決するための事業や福祉サービスを企画・提案・実行するため、私たちの持つ専門知識を活かします。

・ **私たちは、アイデアを声に出します。**

どんな些細なアイデアも同僚や上司、あるいは地域住民からの助言や援助により、多大な社会貢献をもたらすきっかけになる可能性を秘めていることを念頭に置き、職員どうしがお互いのアイデアを否定せず、気軽に発言できる環境を整えます。

・ **私たちは、500円の意味を語れる力を蓄えます。**

社協は、地域住民である会員に支えられています。このことを常に意識し、会員の皆様から納められる会費の実績はもちろんのこと、その用途や目的、必要性を熱く語れる力を蓄えます。

### 第3章 今後の取り組み

#### 法人経営部門

区 分	今後の取り組み
<b>(1) 理念に基づく計画的な経営</b> ① 使命や経営理念、基本方針等の明文化と周知	① 使命や経営理念、基本方針、社会福祉協議会 10か条の職員への周知徹底 ② SNS 等の活用（地域住民に使命、経営理念、基本方針を周知）
② 中期的な経営計画に基づく組織経営	① 中期経営計画の進捗管理 ② 中期経営計画を反映した単年度事業計画の作成
③ 法令遵守の徹底	① コンプライアンスの遵守 ② コンプライアンス及びサイバーセキュリティに関するマニュアルの整備 ③ コンプライアンス研修の実施 ④ サイバーセキュリティに関する研修の実施
④ 健全な経営のための財務管理の実施	① 社協経営についての研修の実施 ② 経営状況の情報共有
⑤ 部門間連携の推進	① 社協内の支援事例を横断的に検討する会議の実施 ② 課題解決のための社協内の事業推進体制の整備
<b>(2) 人材確保・育成・定着支援</b> ① 職員の確保・育成・定着支援	① 計画的な職員の確保 ② 求めている人材像の基本的な考えの明文化 ③ 計画的な職員研修の実施
② 人事労務管理制度の構築	① 時間外勤務の意識改革 ② 多様な働き方の推進 ③ 長期休暇に備えた人材確保の仕組みづくり ④ ハラスメント防止研修等の実施
<b>(3) 財源確保</b> ① 多様な財源の確保・活用	① 補助金、受託金及び指定管理料の確保 ② SNS 等の活用【再掲】（地域住民に社協事業を周知） ③ 新たな寄附金の検討・実施 ④ 新たな寄附受付方法の検討・実施 ⑤ 会員の増加に向けた取り組みの実施
<b>(4) 広報、情報発信</b> ① 社協の事業・活動等の発信	① 社協だよりの見直し ② 情報発信に関する研修会の実施 ③ 地域住民と協働し情報発信

## 地域福祉活動推進部門

区 分	今後の取り組み
<b>(1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり</b> ① 住民主体の福祉活動を推進する地域福祉推進基盤組織の組織化	① 地域福祉活動者・地域福祉活動推進委員会及びボランティア・市民活動団体等への活動支援 ② SNS 等の活用【再掲】（活動状況や活動者に関する広報啓発） ③ 地域行事やイベント等への参加による広報、啓発
② 住民の福祉活動の拠点整備	① 地域の福祉活動拠点における出張相談会の実施 ② 地域行事や商業施設と協働した新たな福祉活動拠点づくり ③ SNS 等の活用【再掲】（拠点に関する広報啓発）
<b>(2) 住民主体による福祉活動の推進</b> ① ふれあいサロン等の居場所づくりや見守り活動の推進	① 共生型サロンの開設 ② 高齢者が歩いて通える身近な居場所づくりと見守り活動の推進 ③ メタバース等を活用した居場所づくり ④ 持続可能な居場所づくりに向けた支援のあり方についての検討・実施 ⑤ 地域福祉活動のしおりの改訂
②福祉教育の推進	① 福祉実践教室や青少年ボランティア体験学習の継続 ② 教育関係者との連携強化 ③ 職員に対する福祉教育の意義、目的についての研修会等の実施 ④ 地域生活課題を検討する福祉教育プログラムの開発
<b>(3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開</b> ① 個別支援と地域づくりの一体的な展開	① 社協内の支援事例を横断的に検討する会議の実施【再掲】（地域生活課題に関する状況の共有） ② 地域福祉懇談会等を活用し、分野横断的な情報の共有
② 多様な主体との連携・協働による社会資源の開発	① 地域生活課題に対応する企業等との協働による社会資源の開発 ② ボランティア活動等の社会参加活動に応じたポイント制の導入

## 相談支援・権利擁護部門

区分	今後の取り組み
<b>(1) 包括的な相談と支援の実施</b> ① 相談しやすい相談窓口の整備と相談を断らずに関係機関と連携しながら受け止める体制づくり	① プロジェクトチームにおけるニーズ調査、取り組み内容の検討 ② ニーズ調査に基づく取り組みの実施（相談受付ツール・相談窓口整備） ③ 断らない相談支援に向けた職員のスキルアップ
<b>(2) 相談支援業務のマネジメントの実施</b> ① チームによる対応、スーパービジョン	① スーパーバイズができる職員の育成、スーパービジョンの実施 ② 相談演習、ケアプランチェックの実施 ③ 主任介護支援専門員・主任相談支援専門員の育成 ④ 専門職からの助言が受けられる体制づくり
② 社協内の連携や情報共有、記録の整備	① 社協内の支援事例を横断的に検討する会議の実施【再掲】（情報共有の機会の設定） ② 個人情報の共有に必要な手続きの整備
<b>(3) 地域における多機関協働の推進</b> ① 地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等のネットワーク構築	① 社会資源情報の内容拡大とタイムリーな情報発信 ② SNS等の活用【再掲】（社会資源情報の周知） ③ 分野を超えた事業所間での事例検討会の開催
<b>(4) 権利擁護支援の体制整備</b> ① 権利擁護支援に関する事業の実施	① 出前講座や勉強会等の開催 ② 事業や制度利用開始までの支援体制の構築

## 介護・生活支援サービス部門

区分	今後の取り組み
<b>(1) 地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施</b> ① 住民のニーズに応える介護・生活支援サービスの実施	① 社協内の支援事例を横断的に検討する会議の実施【再掲】 ② ニーズの共有及び新たな事業、サービスの検討 ③ 先進事例研究課題研修の実施の継続
<b>(2) サービスの質の向上</b> ① サービスの質の向上	① 第三者評価の受審 ② 外部研修の受講 ③ 既存の在宅福祉サービス等の継続強化